

# 一般社団法人 日本種鶏孵卵協会 定款

昭和50年8月12日

改正 昭和53年7月 5日

改正 昭和56年8月27日

改正 平成11年7月22日

改正 平成15年8月 8日

改正 平成16年7月 1日

改正 平成25年4月 1日

改正 平成26年5月 9日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本種鶏孵卵協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、種鶏及びふ卵に関する内外の情報提供、優良鶏の普及、種鶏の改良等を通じ、種鶏ふ卵業の安定に資するとともに、我が国養鶏業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 種鶏の改良に関する事業

(2) 優良鶏の普及に関する事業

(3) 種鶏ふ卵業及び採卵用ひな育成業に関する情報収集に関する事業

(4) 種鶏ふ卵業及び採卵用ひな育成業に関する知識の普及及び研修に関する事業

(5) 種鶏ふ卵業及び採卵用ひな育成業の改善に関する事業

(6) 鶏卵及び鶏肉の消費促進に関する事業

(7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 協会の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 協会の構成する正会員の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 種卵又は鶏のひなの生産を業とする個人又は団体

(2) 種鶏の生産・輸入又は販売を業とする個人又は団体

(3) 採卵用ひなの育成を業とする個人又は団体

(4) その他協会が適当と認める者

(入会)

第7条 協会の正会員になろうとするものは、氏名(団体にあつては名称)、住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程

(2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他協会が必要と認めた書類

3 会長は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込みした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 既納の会費等は、正会員の退会の場合においてこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 正会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合において、協会は、当該正会員に対し、当該総会の日から、一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該正会員に通知するものとする。

(正会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(賛助会員の資格の取得及び退会)

第12条 協会の事業を賛助するため所定の申込書を提出した者は、賛助会員となることができる。

2 申込書を提出しようとする者が団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又はこれに代わるべき規定

(2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他この協会が必要と認めた書類

3 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会員は、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。

5 賛助会員は、次の事由によりこの協会を退会するものとする。

(1) 賛助会員から退会の申出があったとき。

(2) 賛助会員が死亡し、又は解散したとき。

( 3 ) 除名されたとき。

6 既納の賛助会費は、賛助会員の退会の場合において、これを返還しない。

7 賛助会員が、協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為及び定款その他の規定に違反したときは、会長はその賛助会員を除名することができる。

## 第4章 総 会

( 構成 )

第13条 総会は全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

( 権限 )

第14条 総会は次の事項について決議する。

( 1 ) 正会員の除名

( 2 ) 理事及び監事の選任又は解任

( 3 ) 理事及び監事の報酬の額

( 4 ) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

( 5 ) 定款の変更

( 6 ) 解散及び残余財産の処分

( 7 ) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

( 開催 )

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

( 招集 )

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、次に掲げる事項を定め、開催の日の2週間前にまでにその通知を書面で正会員に発しなければならない。

( 1 ) 総会の日時及び場所

( 2 ) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるときは、

その旨

(総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第17条 前条第3項第3号に掲げる事項を定めた場合には、前条第3項の通知に際して、法令で定めるところにより、正会員に対し、議決権の行使について参考となるべき書面及び正会員が議決権を行使するための書面(以下「議決行使書面」という。)を交付しなければならない。

(会員提案権)

第18条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができるものとする。

この場合において、その請求は、総会の6週間前までにしなければならない。

(理事及び監事の説明義務)

第19条 理事及び監事は、総会においては、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りでない。

(議長)

第20条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

(議長の権限)

第21条 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- ( 1 ) 正会員の除名
- ( 2 ) 監事の解任
- ( 3 ) 定款の変更
- ( 4 ) 解散
- ( 5 ) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者一括で議決することを議場の正会員に諮り、それに異議が出ないときは、役員候補全員の選任議案を一括で決議することができる。

( 議決権の代理行使 )

第24条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。
- 3 協会は、総会の日から3箇月間、代理権を証明する書面を事務所に備えおかなければならない。

( 書面による議決権の行使 )

第25条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該記載した議決権行使書面を協会に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 3 協会は、総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面を事務所に備えおかなければならない。

( 総会の議決の省略 )

第 2 6 条 理事又は監事が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の会員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

( 議事録 )

第 2 7 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び出席した理事から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員 等

( 役員の設置 )

第 2 8 条 協会に、次の役員を置く。

( 1 ) 理事 1 1 名以上 1 6 名以内

( 2 ) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を常務理事、5 名以内を部会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第 2 9 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び部会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

( 監事の選任に関する監事の同意等 )

第 3 0 条 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事 ( 監事が 2 名以上ある場合にあっては、その過半数 ) の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

( 監事の選任等についての意見の陳述 )

第 3 1 条 監事は総会において、監事の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款の定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、協会の業務を分担執行する。
- 5 部会長は、各部の課題を整理する。
- 6 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限等)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、3項に規定する場合において必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。



( 役員の報酬等 )

第 3 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。

( 役員等の損害賠償責任等 )

第 3 7 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

( 顧問 )

第 3 8 条 協会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第 6 章 理 事 会

( 構成 )

第 3 9 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

( 権限 )

第 4 0 条 理事会は、次の職務を行う。

( 1 ) 協会の業務遂行の決定

( 2 ) 理事の職務の執行の監督

( 3 ) 会長、副会長、常務理事、部会長の選定及び解職

( 4 ) 協会の運営に必要な規定等の決定

( 招集 )

第 4 1 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事会の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して書面で

その通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第47条 法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 定款は、総会の決議において、変更することができる。

(解散)

第49条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 部 会 等

(部会)

第51条 協会は、次の部会を置くことができる。

(1) レイヤー孵卵部会 採卵用素ひな生産・販売に関することを行う。

(2) プロイラー孵卵部会 プロイラー素ひな生産・販売に関することを行う。

(3) 原種鶏部会 原種鶏・種鶏の輸入業務に関することを行う。

(4) 国産鶏部会 国産鶏普及業務に関することを行う。

(5) ひな育成部会 採卵用ひなの育成に関することを行う。

(専門委員会)

第52条 協会に、事業の円滑な運営を図るため必要と認められたときは、専門委員会を置くことができる。

2 会長は、理事会の決議を経て専門委員を委嘱するとともに専門委員会を設置する。

3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(事務局及び職員)

第53条 協会の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

1 定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は山本満祥とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。